**令和８年（フ）第２８４号**
相模原市南区新磯野１丁目52番５号
破産者　飯塚　寛明
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

**令和８年（フ）第１６８号**
山梨県甲府市東光寺２丁目３番26号　コーポみさきだＢ101
破産者　崔　　俊浩（ＣＨＯＩ　ＪＵＮＨＯ）
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

**令和８年（フ）第７号**
岐阜県可児市広見1581番地11　アクートＢ－205、前住所岐阜県可児市桜ケ丘３丁目155番地（前住所）岐阜県多治見市大原町11丁目33番地の１　アクアローズｂｙ不二子203
破産者　吉村　倫輝
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

**令和８年（フ）第２２０号**
北九州市門司区清見３丁目５番３－406号、開始決定時の住所北九州市門司区丸山吉野町11番５号
破産者　松本　祐子
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**令和８年（フ）第４０２号**
北九州市小倉北区片野新町２丁目１番15－902号、前住所北九州市小倉北区黒原３丁目22番４－203号
破産者　前正　映子
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**令和８年（フ）第４１９号**
北九州市戸畑区元宮町９番18－502号
破産者　大坪　貴志（旧姓中村）
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**令和８年（フ）第２２３号**
熊本県菊池郡大津町大字大津1447番地３、前住所熊本県菊池郡大津町大字室397番地１　クリスタルマンション　102号
破産者　関本　愛実
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**令和８年（フ）第２３９号**
熊本市東区錦ケ丘18番20－501号
破産者　池田　直哉
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**令和８年（フ）第２６０号**
熊本県合志市幾久富1758番地400　ありえす光の森　101号
破産者　宮本　　匠
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**令和８年（フ）第３号**
鹿児島県伊佐市菱刈田中661番地
破産者　浜川　淳一
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**令和８年（フ）第２２号**
鹿児島県姶良市松原町１丁目35番地５　サンガーデン嘉藤Ⅱ202号、前住所鹿児島県姶良市東餅田1802番地３
破産者　松田　義昭
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**令和８年（フ）第２５号**
鹿児島県姶良市加治木町西別府2578番地２
破産者　坂元　海生
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**令和８年（フ）第２６号**
鹿児島県霧島市国分名波町27番16号　トロアラスールメゾン208号、開始決定時の住所鹿児島県姶良市加治木町木田3918番地２
破産者　野間美由紀
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**令和８年（フ）第４４号**
鹿児島県姶良市脇元142番地１　メゾンボヌールⅠ棟
破産者　有木　美浩
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**令和８年（フ）第５０号**
鹿児島県姶良市下名1070番地10　山田団地４棟201号
破産者　久木田　健
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**令和８年（フ）第６０号**
鹿児島県姶良市西餅田110番地１　ガーデンプレイス姶良202号
破産者　岩崎　純治
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**令和８年（フ）第６９号**
鹿児島県霧島市国分下井2908番地５
破産者　宇都口　雅嘉
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**令和８年（フ）第７２号**
沖縄県中頭郡読谷村字波平2171番地１　うめの荘　301
破産者　嶋田　幸夫
１　決定年月日　令和８年９月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係